

i 税務課資産税係からのお知らせ

令和6年度（2024年度）固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について地方税法第416条の規定により、令和6年度（2024年度）の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

- 縦覧場所
宮古島市役所1階 税務課
- 縦覧期間
令和4月1日（月）～令和5月31日（金）
9時～17時（※土、日、祝日、12:00～13:00は除く）
- 縦覧できる人
宮古島市に土地、家屋を有する納税者又はその代理人（同居の家族、相続人、納税管理人、共有者も同様に縦覧できます）
- 縦覧に必要な書類等
本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、代理人の場合は委任状が必要となります。**☎** 税務課 資産税係 ☎ 72-3751（代）

i 法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局ホームページをご覧ください。

☎ 那覇地方法務局宮古島支局 ☎ 0980-72-2639


i 2～5月は「春のあんしんネット・新学期一斉行動期間」です

インターネット上には犯罪や薬物に誘う内容、著しく残虐、またはわいせつな内容等の有害情報が氾濫しています。

青少年のインターネット利用が拡大する中、ネット上でトラブルや犯罪に巻き込まれないために、保護者はどうしたら良いでしょうか。

子どもたちの安全なインターネット利用について、保護者が押さえておきたいポイント等詳しく載っていますので詳細は子ども家庭庁HPをご覧ください。

「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント～子どもたちが安心して楽しく使うために～」



i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方（以下「代表者」といいます。）を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「（相続人代表者指定届兼）固定資産現所有者申告書」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。**☎** 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751（内線2448、2451）

i 市民課からのお知らせ

4月1日～3日、繁忙期の住民票異動に関するお知らせ

市民課の4月初旬は1年間でもっとも窓口が混雑する期間となります。そのため、待ち時間が長時間になることが見込まれる数日間は、下記のとおり住民票異動届の受付時間を延長対応いたします。

期間：4月1日（月）～3日（水）
受付：8時30分～18時30分（うち延長時間：17時15分～18時30分）
※あくまでも、住民票異動届（転入・転出）の延長期間です。それ以外の市民課での手続きは通常どりの時間となります。


※4月1日～3日の期間に限り、転入直後の離島割カードの発行、印鑑登録のお手続きはできませんので、後日来所いただくこととなります。

☎ 市民課 窓口係 ☎ 72-3751（代）

証明発行・離島割カード発行について

各種証明書の発行や離島割カードの発行は、市役所（本庁）以外でも可能です。市役所（本庁）の市民課窓口は大変混み合います。お急ぎの方は各出張所のご利用もご検討いただくようお願いいたします。

【各出張所の住所】
下地出張所：下地字上地505番地（郵便局隣 下地公民館内）
上野出張所：上野字上野395番地1（旧上野庁舎内）
城辺出張所：城辺字福里600番地1（旧城辺庁舎内）
伊良部出張所：伊良部字前里添1056番地1（伊良部公民館内）

GoogleMapでの確認はQRコードから ▶▶▶ 

☎ 市民課 窓口係 ☎ 72-3751（代）

i 国民健康保険課からのお知らせ

4月は、転入・転出、就職・退職等による国民健康保険の届出で窓口が混み合います。特に、4月1日から5日までは大変混み合います。時間に余裕をもって来庁するようお願いいたします。また、各届出に必要な書類についてはホームページ等で事前に確認ください。

国民健康保険に「加入する」「やめる」は、届出なしに自動的にできませんので、世帯主の方は必ず届出をしてください。

☎ 国民健康保険課 ☎ 73-1973


i 障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業について

障がい者の就労や社会復帰の促進を目的とした事業です。自動車運転免許取得に要する費用及び、自ら所有し運転する自動車の改造費の一部を助成します。詳しくは下記まで。**☎** 障がい福祉課 庶務給付係 ☎ 72-1975



納税のお知らせ


納期限：4月30日（火）

- ・介護保険料普通徴収随2期
 - ▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964
- 

相談コーナー

- 国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時**
- ・4月11日（木）25日（木）17時15分～18時45分
- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金（祝祭日除く）
 - ・受付時間 8時30分～17時
 - ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193
- 

無料人権相談

- ・4月16日（火）13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
 - ・4月17日（水）14時～16時
場所：女性若者活動促進施設（伊良部）
- お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：4月10日（水）、24日（水）
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905